

「大規模な水害時における一時避難施設の利用に関する協定」に係る Q&A

Q1 区がこの協定を結ぶ目的は？

A1 かねてより、町会や低層住宅に住む区民の皆さんから、区が中高層住宅と協定を結び、地域住民が水害時に、安心して避難できる場所を確保してほしいとの要望がきていたため。

Q2 具体的にどのような水害の想定をしているのか？

A2 墨田区は、荒川と隅田川に挟まれ内河川も多く、いわゆるゼロメートル地帯である。200年に1度程度といわれるが、長雨による河川の増水、巨大台風の直撃、高潮の発生等が重なることにより、荒川が氾濫し5mの浸水が発生する恐れがあり、そうした場合の被害を想定している。

Q3 受入れにはどの位のスペースがあればよいのか？

A3 区民の皆さんには、まず広域避難（墨田区外）を推奨している。広域避難ができなかった場合、水害時避難場所である学校等の3階以上に避難していただく。避難が遅れ、学校への避難が間に合わない場合に、区民の生命を守るため、協定先に避難受入れをお願いする（区から要請する）。そのため、全体で数十人が留まれるスペース（屋根付き）があれば対応可能と考えている。

Q4 大規模水害時には、当マンションも被災するので、対応は難しいのでは？

A4 確かに、マンションの1・2階居住者も避難が必要であり、電気設備が使用できず、エレベーターやオートロックの問題も発生する恐れはある。ただし、今回の協定はあくまでも避難してくる区民の生命を守るための対応であり、管理組合や居住者が、そうした意味で受け入れる意思があれば対応は可能と考えられる。

Q5 食べ物やトイレなど、避難してきた皆さんへの対応はどのようにするのか？

A5 実際に受け入れた際には、対応可能な範囲でお願いしたい。協定締結当初には、区から20万円相当の資器材交付制度があるので、これを活用して備蓄物資の整備も可能である。

Q6 どの位の期間、被災者を受け入れるのか？

A6 排水の関係もあるが、最長で1～2週間の可能性がある。消防、警察や自衛隊とも連携して、もう少し早い段階で救出に向かうことも想定される。

Q7 避難した方々の受け入れにより、損害が生じた場合の対応は？

A7 協定に基づき対応する。